
平成23年10月5日（水曜日）

出席議員（1名） 議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長	星 喜美男 君	
副委員長	及川 均 君	
委員	千葉伸孝君	高橋兼次君
	佐藤宣明君	阿部 建君
	山内昇一君	山内孝樹君
	菅原辰雄君	小山幸七君
	大瀧りう子君	鈴木春光君
	三浦清人君	西條栄福君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町 長	佐藤 仁 君
副 町 長	遠藤 健治 君
会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
建設課長	西城 彰 君
産業振興課長	佐藤 通 君

産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
総合支所長 兼地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
総務課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員 事務局 局長	佐藤 広志 君
------------------	---------

選挙管理委員会部局

書記 長	佐藤 徳憲 君
------	---------

農業委員会部局

事務局 長	佐々木 三郎 君
-------	----------

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

午前10時00分 開会

○委員長（星 喜美男君） ただいまの出席委員数は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年度決算審査特別委員会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

昨日に引き続き、認定第1号平成22年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

歳出に対する質疑が途中でありますので、引き続き質疑を行います。質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、行ってください。

8款消防費、139ページから144ページまでの質疑を続行いたします。どうぞ質疑を行ってください。三浦委員。

○三浦清人委員 防災関係で、ちょっとお聞きしたいんですが、今その国の方でも第3次補正ということで、今いろいろとやられておるわけでありまして。その集団、要するに防災集団移転促進事業ということで、本町もいろいろとこれから説明会なり、あるいは地域との懇談会等々を進めていくという計画だと思うんですが、そこでお聞きしたいのは、まず、その計画ですね、説明会あるいはその地域との懇談会、具体的にいつごろから始めるのか。それから、よく私も、第3次補正が決まらないとわからないとか何とかという話聞くんですが、その防災の集団移転の促進の関係で、例えば土地を買い上げる、あるいはその土地を造成する、いろいろな事業費がかかるわけですが、その国の負担といいますか、100%買収費あるいは造成費、すべてが国が100%負担して、町からの持ち出し分というか負担がないのであれば、これは申し分ないんですが、その辺のその見通しというか、どうなるのかまだわからないと思うんですが、新聞等ではいろいろ書かれていますけれども、これだって決定したわけでもないですし、我々がこれから事業を進めていく上で、何をその担保として進めるのかですね、その辺がはっきりしていないわけでありまして、そういった見通しというか町としての考え方はどうなのかなということでもあります。それで、先般戸倉地区の意識、意向調査した戸倉中学校の南側に居住区ということで、お話を聞いたところ造成費に111億円かかるというような話でありましたね。それで、そこで対象区域というか、使う分が20.6ヘクタールというような話だったんです。それで、そのときに、例えば全体の20.6ヘクタールが対象区域だと、それ以外のその造成費というのが対象にならないのかどうなのか、それをはっきりしないで、よその地域のその何というか買収にしろ、それから地域の方々に説明にしろ、なかなか難しいのかなという感

じがするんですけれども、その造成費111億円、例えばここは今一つの例を挙げているんですが、かかると、20.6ヘクタールが対象区域だと、それで残りの分が町が出すのか、あるいはそのやらないのか、その辺がどうなるのかですね、お話しいただければと思います。

○委員長（星 喜美男君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） おはようございます。3点の質問のまず1点目なんですが、防災集団移転にかかわります懇談会の今後の計画ということでございますが、昨日もちょっとお話をさせていただきましたけれども、当初10月中には制度が見えてくるだろうということで、実は内々では10月にちょっと段取りをしておりましたが、まだ防災集団移転促進事業の制度の改正概要が、マスコミを通じてしか情報が入ってきていない状況の中で、今月はちょっと難しいだろうということで、一応その制度が示されれば、早ければ来月には一旦地域の代表者を集めた上で懇談会のスケジュールを組んでいきたいというふうに考えております。

それと、いろいろな負担、町の負担、そういったものも、まだ制度が示されていない中で、実際にその地域の方々にこうだという説明がなかなかできないものですから、現在のところは、各地域でご相談があれば一応こちらとして出向いて、現行制度で勉強会といった名目で、地域の方々にご説明をしてきております。それで、その中で地域としても町としても、町の財源負担の問題、それとご承知のとおり面積の要件の問題、そういった課題があるということ提起しながらお話をしてきてございます。それについては、今後制度が示された段階で、同様に地域での懇談会を開催したいというお話をさせていただいております。

それと、戸倉地区111億円というつかみの数字でございますけれども、あれは造成だけではなく全体の道路の整備とか、そういったものも一応含まれての金額でございます。ライフライン、そういったものも含んでの総体の事業費として試算をしている金額でございます。その部分も、防災集団移転事業の対象の補助対象となる整備の部分につきましては、家屋が移転する部分の造成費用、その他にも公共的施設、いわゆるライフラインであるとか、道路も含むライフライン、それと地域の集会所、そういったものが該当に、補助の対象としての該当になると。福祉施設につきましては、現在の制度ではないようです。その部分は、いずれそういった誘致、進出が見込まれたときには、町が造成するというよりは、そちらの事業主体の方でやっていただくための土地と、造成というふうになるものかと思っております。ただ、新聞報道では、防災集団移転事業の補助対象に医療福祉施設というのを以前に報道になったこともございます。ただ、その辺は報道上の情報でしか入っていませんので、確かな情報かどうかはこちらとしても国に問い合わせているんですが、ご回答をいただけていない状況です。それで、浸水区

域に地域医療を担う、そういった医療福祉もあれば、もしかすると新聞報道が正解であれば、そういった造成費用まで今回の制度改正で検討しているのかなというところは伺えるようでございます。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 そうしますと、10月に、要するにもう国のその制度の概要というのがまだ見えてこないということで、我が町の地区懇談会あるいは説明会などもなかなか難しいと、すると来月あたりに進めていきたいというような話ですね。やはり、皆さんに聞かれるんです、我々も。それで、いつごろ我々のいるところは、町はどこを見ているんだろうとか、その辺、町がここだと指定するのか、地域の方々から要望をとるのか、そういうことも含めてやっぱりはっきりしていかないと、皆さん仮設に住んでいて、そのうちに町が何とかやってくるだろうと、何も話はないんだけど、おれたちが話しなくても向こうから、町から来るだろうという、その待っている方々も結構いるんですよ。ですから、その辺のところを町としての姿勢というものはっきりと早いうちに打ち出していないと、惑いといいますか、実は私たち親戚の土地もあるんだけど、そこを買って建てた方がいいのか、あるいは集団移転ということで土地ただで、ただでというような話もあるわけです、そこでやった方がいいのか、早く町の方でも打ち出してもらわないと、今悩むんだという人たちも結構いるんです、実際ね。それで、この戸倉地区の例のその学校の南側から西側にある土地の関係ですが、そこで意向調査して50何%の方々が条件つきだという結果が出ているんですがね。やっぱりほら、自分のものにならなければだめだとか、100坪以上でなければだめだとかということでありますから、その辺がどうなるのかということも含めて、やっぱり他の地域の方々も、何だよ100坪ではとても小さくてだめだという話が随分出ているわけなんですよね。その辺のところも、今の法律だと、あくまでも100坪という限定されているわけですから、それが150坪、あるいは130坪とかになる可能性があるのかどうか、その辺もまだ見えてこないということもあるでしょうけれども、住民の方々が結局早く知りたいということが実情でありますので、そこで今質問しているわけです。

それから、その造成費111億円というのが、ライフラインも含めてすべてだということで、そうであれば、私も何か造成費だけ全部で111億円かかるのかなという感じしたものですから、別な専門家に見てもらったら、大体30億円ぐらいかなと、造成するにね、その何は出してもらっているんです、あそこを造成するのに30億円ぐらいあれば造成できるよというような話だったので、111億円というのは聞いてびっくりしたんですけれども、そのほかにもいろいろ

な整備に使うということでもありますのであればわかりました。そこで、この造成するに当たって、これ国の方でやるんでしょうね、町がやるんじゃないかと。町がやるの、町がやるの、ああそうですか、何かその造成する業者がもう決まっているというような話も聞きましたので、鹿島建設がこの111億円の約、111億円じゃないでしょうけれども、造成するのは鹿島建設が行うんだということで、きのうの朝ですか、私の方に情報よこしました方がおりまして、いやまあそんな話がもう出ているのかなと、まだそんな話わかりませんよというような話で帰ってもらったんですけども、実際にそういう話が来ましたので、果たして鹿島がやるのかどうか、その辺町長耳にしているのかどうかわかりませんが、そんな話でありました。

それから、防災の関係ですが、この間9月の30日に、この議会、委員会も休んで、町長がどこか出張するというので議会も休んだわけですが、そうすると聞いたところ、町長、何ですかね、山形の方に何か講演会だということで行って来たということで、大盛況だったのかな、かなりの町民の方々、庄内町ですか、庄内文化創造館ということで響ホール、大ホールということで講演なさったようですが、一般質問でも話しましたが、講演も結構なんですね、しかしながら、やはりその国のこの復興大臣の方の陳情、いつごろ行かれるのか、もう行って来たのかどうか、その辺いかがですか。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、第1点目、講演会の関係でございますが、基本的に、こういったご時世でございますので、各方面からいろいろ講演会の要請が来ているのは事実でございます。しかしながら、私が今お邪魔させていただくのは、これまで半年余りにわたりまして町に対して大変なるご貢献をいただいた、そういった講演会に限ってお邪魔させていただきます。ご案内のとおり、庄内町、これまで当町に義援金として3,000万円近くをちょうだいをいたしておりますし、また、あわせて3月の15日から3月いっぱいにもわたりまして、毎日庄内町からトラック輸送ということで物資を搬入していただきました。そういう大変なる町民の皆さんに対してのご支援をいただいたということで、今回庄内町の講演会にお邪魔させていただきました。響ホールも満杯でございましたので、庄内町の皆さん、南三陸町に対する思いというのが大変強いということを認識をさせていただきました。

それから、後段の部分でございますが、来週にお邪魔をさせていただくという段取りで、今進めてございます。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 来週お邪魔をするというようなお話ではありますが、まだ相手から了承もらって

ありますか、大丈夫ですか。来なくていいなんていう話にならないように、今さら来るなというようなお話にならないように、準備万端整ってやっていただきたいと思います。

それから、その鹿島建設が行うという話は、ではうそですね。空ネタというか、いうことで飛び交っていますが、その辺いかがですか。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まだ事業も決まっていない、発注もなっていない段階で、今お話聞きました、初耳でございます。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 二、三質問させていただきたいと思います。142ページ、19節負担金補助及び交付金の中の防火防災訓練災害補償等の負担金、これ組織の、どんなところに納められているか、あるいはどんなことに使われているのか、あるいはその組織体制はどうなっているのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

それから、同じく142ページの15節工事請負費の中に、防災行政無線システム整備工事繰越金ということで4億5,867万円計上されてあるんですけども、この内容については、先にも説明があったわけでございますけれども、再度内容等々についてご説明をお願いいたしたいなというふうに思います。

それから、144ページ、5目の災害対策費の中の16節原材料費として災害時の適用、備考欄には災害時の原材料というふうに9万4,770円ばかり計上されてあるわけなんだけれども、これは不用額だな、不用額、支出済額が5万5,230円ですか、この辺の内容等々についてまずもってご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） それでは、順を追ってご説明を申し上げます。

まず、防火防災訓練等災害補償等負担金につきましてですけれども、これは、例えば5月24日の津波防災訓練行っておりますけれども、それに参画した町民に対する一応保険金という形で、基本的には国調人口がベースになっていますけれども、その端数を切り捨てた形で1万8,000人掛ける1円という形で負担金としてお支払いをしている内容でございます。申しわけないですけれども、この団体のちょっと資料について、今持ち合わせておりませんので、この件につきましては後ほど調べましてご答弁申し上げたいというふうに思います。

それから、2点目の防災無線でございます。アナログからデジタル化に防災無線整備をして全部切りかえまして、契約をこれは21年度末でございました、22年の3月5日に契約をいた

しまして、繰越事業として22年度までわたって整備した内容でございます。昨年12月20日に一応完成いたしまして、防災行政無線すべてデジタル化に切りかえまして運用を開始いたしました。ただ、ご承知のとおり、3月の震災で、基本的には親局と屋外拡声子局はすべて43局流出いたしまして、あとは個別受信機については約5,700機全戸に設置いたしましたけれども、約3,000機流出したという内容でございます。

それから、災害対策費の原材料でございます。これは、風水害等が当然10月以降これは起きる可能性があるということで、あらかじめ砂を購入いたしまして、麻袋をつくっておいて、それを消防署の方で一応保管しておいていただいたという内容でございます。金額的には多少でございますけれども、そのような支出の内容となっております。以上です。

○委員長（星 喜美男君） 暑い方は上着を脱いでよろしいです。鈴木委員。

○鈴木春光委員 まず、その保険金に充当した金が、1万8,000人の人口に対して1円の割合での計上だということでございます。確かにその防災訓練というのが非常事態の場合大切なことで、今回も7,000人からの参加があったと、さらには消防、防災関係では500人もの参加が5月24日に行われて、それに、その参加者に掛けられたお金だろうと、そうすると、これ1万8,000の1円ということで、全員を見込んでの掛けたんだけど、二八の十六だから、半分しか参加しなかったというようなことなんですよね。そういうことでもいいんだけど、そうしたことで気を配って対応していただいているということに対しては、納得のいかれる体制固めをやっているんだなというふうに思いますが、それにもかかわらず、今回の災害に当たっては非常な犠牲者を出してしまったということが、何となく気持ちの中からはなかなか消えないのでございます。それは住民でもあり、住民の声でもあり、私自身もそういうふうに考えておるわけなんですけれども、それで、その防災訓練の中でちょっと気がかりがことは、例えば第3号配備をするために庁舎に寄せてそこで会議を開いていたというような報道がなされ、あるいはそういう考え方でおられるようでございますけれども、第3号配備、そもそもこれは指示命令で即できなかったのかということですよ。職員は直ちに第3号配備につけ、そういう指揮命令、命令と言ってはうまくないかな、そういう取り計らいがすれば、町の財産として非常に大切な人材をあんなに失うことがなかったのではないかなと、そういうふうに悔やまれてなりません。それと、私も最後に、なぜ鈴木議員戻ってきたんだという局長の話で、忘れ物があったんだということで、そこから資料を取りまとめ、かばんを持って再度避難したんだけど、そういう時間帯があるにもかかわらず、あれほどの犠牲者を出したと、非常に残念でございます。そういう訓練がやっぱり適正を欠いていたのか

など、要するに的確な判断、行動ですよ、それをどういうふうに、今責め立てるわけではありませんが、どこかの学校に類似したような判断力だったのではないかなというふうに思います。

それと、この今回の津波は、皆さん口々に言う予想だにできなかった大津波だったと。そのとき、チャイム通してその知らせをしてあったんですけども、そのチャイムが最後まで効をなさなかったと。それから、聞き取れなかったと。訓練でやっておられた、なぜ私はサイレンをけたたましく鳴らしてやれなかったのかなと、チャイム放送が始まると同時に、それなりの津波の情報が入ったわけですから、そのときに訓練、マニュアルで事をなしているそのサイレンを今回は一音も聞こえることができなかった。あるいは、今回は私は文明機器の依存度が非常に高いということからして、それに頼りすぎて、要するに遠隔操作とか、あるいはテレビの、これは、つまり、そういうものを余りにも頼りすぎて、そういうものを見られてからの町民に知らせる態勢、あるいはそういうことが多分にあったのではないかなと。今回の場合は、瞬時にしてすべてライフラインは寸断されたわけなんだけれども、例えばそういうときに、もしサイレン、チャイムもサイレンもなかったらば、半鐘、昔は半鐘があったんだと、それは人的操作で住民に知らせることができた。チャイムで聞き取れなかった時に、サイレンなりその半鐘、異常な警鐘がなされれば、もっと避難民が速やかに高台等々に避難したろうというふうに思っております。こういうこともぜひ参考にされるべきだろうと思いますが、この辺についてどういうふうに危機課長は思っておるか、あるいは町長は考えられているか、お尋ねいたしたいと思います。

それから、次の防災無線システム工事費のことでございますけれども、デジタル化に切りかえが12月にできあがったということで、そのことについてはよかったなというふうに思いますけれども、今回その主たる施設の43局、3,000機、そういったものが壊滅になったということの中の使用だったというふうに聞いたんですけども、例えば仮設住宅にするのは、チャイムが復活すればそれでいいのではないかなというふうにも思っていたんですけども、そういうことも定住構想が出たらばそういうふうにしたらばよかったかなと思ったんですけども、こういう金がうまく捻出されていたのかなというふうにも思えてならないのでございます。このことについても再度今少し詳しくお聞かせ願いたいなと思います。

それから、災害時の原材料費のことでございますけれども、こういうのはやっぱり、まだまだこれから宮城県沖地震あるいは火災等々が予想されることからすれば、やはりこのことについてももっとやっぱり予算措置をしておく必要があるかなというふうに思います

が、この辺再度お願いしたいなと思います。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） まず、訓練関係でございますけれども、35年のチリ地震津波の被災の翌年から50年にわたって毎年避難訓練を実施してまいりました。市街地に住居を有する町民の方々については、特段のその避難に対する意識の醸成は当然図られてまいったと思うので、当然津波予警報出る段階で、テレビ等もごらんになっていたと思うんですけれども、町の防災無線で情報が流れると同時にテレビ等も流れますので、当然避難行動にとられたというふうには思います。ただ、残念ながら犠牲になられた方はお悔やみ申し上げたいなというふうには感じております。

それと、特に職員の初動につきましては、防災計画上しっかり明記した内容でございますので、大津波警報が発令された段階で、特に町長が3号配備につけと命令を口頭で伝える間もなく、みずからの判断でその初動態勢に入っておりますので、ただ、職員だけの初動態勢の訓練というのは、これまで余りやってきた経緯がございません。これについては、今後の同様の態勢をもっとしっかりした態勢でとらなければいけないかなというふうに思いますので、職員の意識づけも含めまして、職員向けの訓練というのを今後検討したいなというふうには考えております。

それから、防災無線のサイレンでございますけれども、放送とあわせてサイレンも吹鳴いたしておりました。これは、後で放送局でとっていたDVD等も拝見したんですけれども、サイレンも吹鳴して、そして、その幕間を利用しながら放送していたということなので、聞こえなかった地区、あるかどうかはちょっと今は確認はいたしておりませんが、間違いなくサイレンも吹鳴はいたしておりました。

それから、仮設住宅の受信機の設置につきましては、今年度災害復旧の予算でご決定いただいております、現在発注中でございます、年度内に仮設住宅、これはご説明申し上げましたとおり、町内でしか受信できないものですから、基本的には町内の仮設住宅には全戸に設置する予定で、今準備を進めております。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 ご説明、ご答弁のとおりだと思いますけれども、もっとそのサイレンの警報が早めて鳴ったならば、チャイムで聞き取れない、チャイムは聞き取れなかったそうです、一般住民から聞いても。もしサイレンだったならば聞き取れたかな、それと、鳴らしたことの無い半鐘でもたたき続ければ、もっと知る人があったのかなというようなことでございます。

それから、35年の津波のことを、今課長お話しされましたけれども、35年の津波は、松原住宅の時に私はさんざん町長あるいは当時の課長とやり取りしたことがあります。なぜかという、全国で119名亡くなった中で41名ですよ、志津川町で亡くなったのは、41名。一般質問ですから、その内容をよく調べておかなければならないと思って、警察署、消防署、いずれでも防災計画書は町からもらってあったけれども、新しい職員さん方ということで、そこではその、どこでどういうふうに犠牲者が出たかということにはわかりませんでした。警察署を出るときに、しからばどこに行ったらわかるかなと思って、行ったら、思い出したのが大雄寺でした。そういう調査の中で私はやり取りを、町長と一般質問でやり取りをしました。汐見、塩入、八幡町、廻館、そこで41人の30人以上がそこで亡くなっていたんですよ、41人のうち。だから、そういうところを、あるいは海面、私たちが海水浴あるいは潮干狩り、そういったところはちょっと無理じゃないかと、あるいはこういう犠牲者が出たんだということで随分反対したんだけど、議会でも多くの賛成者があって、結局あそこに建ってしまったんだけどね。そういうことを二度と繰り返さないために、私はこういうことまで今話しているんですよ。そのチリ地震津波は、地震をここで感じ取らなかったんですよ。地震があったら津波の用心というのは、よく言われる話ですけども、何をそのときに感じ取ったかと、異常な引き潮ですよ。10月号の広報で、戸倉のある方が、引き潮が余り見られなかったというふうに申されましたが、河北新報ですよ、これは。河北新報では、志津川湾の底が見えたという大きな見出しで引き潮の異常さを伝えております。この写真は、遠藤幸宏、林の人ですけどもね、そういう方がその写真を撮ったと。そして、今回のチリ地震津波は、海ぶくれというふうに言われまして、黙々とこう上がってきた津波だと、今回私が合同庁舎へ避難して遭ったのは、果たしてどれに当たるのかなと。どれに当たるかなといえますのは、昭和8年の津波のことを、ある町の町史でこういうふうに書いているんですよ。鎌首をもたげた直立状の波が押し寄せたと。こういうような町史に、町長が発刊を依頼した町史編さんの人たちが、こういうふうに調査をして書いているんです。果たして、このいずれだったのでしょうか。合庁で見ていたときは、この鎌首をもたげたような、つまり沖縄にいるコブラが押し進んでくるような、それは太平洋そのものが押し寄せてきたような感じがいたします。幸い、私も命拾いましたから、ここまで言える機会を与えていただいたんですけども、そういうような、その都度その都度の状況で違うものですから、今回またその宮城県沖のと今回発生した津波のプレートそのものが違うんだというような話をしておりますから、そういうようなことからすれば、やはり用心あるいはその対策を常に考えておかなければな

らないと思いますけれども、そういうことをやはり考えなければならないと思います。そのことについて、もし今話したことで、今一度何かお気づきの点がございましたらば、ひとつ今後の復興に向けてお話をいただければと思います。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 昨日もお話し申し上げましたけれども、今全国の防災会議においても、これまでは歴史地震については、余り災害対策上の問題視にしなかったということもあって、今回その部分が随分反省材料になっているようです。それで、今回の地震は1000年に一度ということでしたから、平安の時代に起きた貞観の地震によって引き起こされた津波の規模だろうということもあって、今後の防災計画に当たっては、最大規模の被害を想定した地域防災をしていかなければいけないということが基本になろうかというふうに思いますので、当町の防災計画も今後については、原発問題もありますけれども、貞観地震、これ以上恐らく大きな地震というのは、これから1000年先まで発生するかどうかわかりませんが、それを想定した形で被害を想定して、地震対策、津波防災対策をとっていかなければいけないんじゃないかなというふうには考えております。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 ぜひ、そうした観点で事の復興に当たっていただきたいなど。3日の日にたまたま議会の研修会があったわけなんですけれども、防災型まちづくりと町議会の役割ということで、鈴木 浩先生の講演を聞いていたんですけども、まず最近、今課長が申されました貞観11年に三陸沿岸の津波があったんですけど、そのときは溺死が約1,000人あったというふうに載っております。そのとき、マグニチュード8.6だったんです。今回の地震は、マグニチュード9.0、この地震の大きさをどういうふうにかこう感じ取って、即態勢に入らなかったかと、ここが悔やまれるところなんですよね。議員たちは皆助かったんですけども、議長だけが帰られて孫と一緒に避難した、そこで流されたというような話を聞いておりますけれども、マグニチュード9.0というのは、今まで起きた世界の地震の中で4番目だそうですから、いかに大きかったかというのがおわかりいただけると思うんですけれども、その大きさを、やっぱり余りこう経験がなかったといいますかね、チリ地震津波の経験もない人たちが、ここには多くおられると思うんですよね、ここには。だから、そういうことからすると、その判断行動が誤ってしまって、町の大きな財産である管理職10人も亡くしてしまったと、33人のうち。そういうような痛ましい災害が今後起こらないように、少なくとも減災態勢で避難してもらって、それから、その避難されてからの復興が、復旧期、復興期、復興発展期という

ふうな一応の計画ビジョンが立てられてあるけれども、そういうストーリーをどういうふう
にいち早く事の解決に結びつけるか、復興に結びつけるかということを考えながら、ひとつ
計画立案、ビジョン、そういったものを立てながら復興に当たっていただきたいなど、そん
なことをお願いしながら私の質問を終わります。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 昨日、消防関係でこれ私も聞き落とした点、携帯等の関係をお答えいただきま
したが、それと兼ねまして、これからこう戒めとして、防災訓練で大分いろいろな計画の中
でも見直すべき点が多いかと思う中で、1点お伺いしたいと思います。

これまで、6月でしたかね、防災訓練等を繰り返してきたわけではありますが、私どもは歌津
地区、それで、歌津地区には副町長が来られて、いろいろその現場、防災の、に立ち会って
いただいたと。それで、防災訓練を終了した際に、町長が無線放送でごあいさつをされまし
たが、その際のその無線の場所は危機管理なのかどうか。これを1点。危機管理の無線場所
であいさつ等をされたのかどうか、それをちょっと確認したいと思います。防災訓練の終了
後ね。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 当日、町長も訓練現場を回って、各訓練現場を回りながら
ものですから、7時のあいさつは事前の録音の放送で流すという態勢をとっております。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 その際に、業者に点検をしていただきまして、2度目でしたっけかね、私記憶
にあるんですけども、副町長にも話したんですが、そのあいさつの間がありまして、なか
なかその録音したものですか、放送がされなかったという経緯があるわけです。それで今、
実はその放送という、録音というのはわかりましたけれども、これもこれからの確認とい
うことでもう1点お伺いしたいんですけども、その避難をする、今回の災害、地震で避難を
した際に、いわゆるこういうワイヤレスマイクのようなこの何というんですか、無線放送で
すか、そのようなものが機材があると聞いておったんですけども、そういうものは備わっ
ていないんですかね。例えば、危機管理から離れて避難をして、全員が避難をして、ここ
でもいいですわね、それから、中学校でも高校でもよろしいです、高台、その場所からこ
うい
う何というんでしょう、トランシーバーみたいなもので何か放送ができるということ
を聞いたことがあるんですけども、その現場を離れて、役場庁舎を離れて危険を住民に周知
させる方法があるという、そういう機材があるということ聞いたんですけども、ないんです

か。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 現在のシステム的には、同報系の無線をリモートコントロールする小型の無線機はございません。それで、屋外の拡声子局に直接マイクがついておりますので、その近くで放送する際には、その個別の屋外拡声子局1局だけを稼働させて放送することは可能でございます。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 ということは、私もちょっとうまく伝わらなかったかな。例えば、高台からこういう何というんでしょう、その危機管理にある無線のその職員が最後までいろいろ警報のあれをしましたね。それを、その場を離れて、あそこの場を離れてこのような何というんでしょう、無線放送のその何か機材があるということをやっと聞いたことがあるんですけども、そういうものはないんですか。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 山内委員のお話の部分につきましては、今現在、災害対策本部に簡易の親局、小型の親局があるんですけども、その機械だと思います。今、その機械を利用して、毎日定時放送を行っております。ただ、可搬型でございますけれども、結局アンテナをしっかり立てないと稼働できない、また、電源も供給できないとそれは使えないということなので、基本的には可搬型でございますけれども、固定の位置に据えつけて設置することでございますので、訓練の際にそれを使いたいという場合であれば、それは取り外してあらかじめ設置しておかなければいけないですけども、現在津波を免れたその簡易の親局1局だけでございますので、基本的には当然志津川地域、歌津地域で現对本部をつくる際必要な部分もあろうかと思っておりますので、これについては今現在ないものですから、ちょっと今後の検討材料にしてほしいなというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 実は、退職された職員の方かな、私の聞き違いじゃなければそういうものがあるというようなことを聞いたものでして、瞬時にそういう対応ができるということで、今確認の質問なんですが、ないんですね。了解しました。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。

暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時08分 開議

○委員長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。鈴木委員に対する答弁の保留がありますので答えさせます。危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 先ほどの答弁で保留した内容でございます。防火防災訓練災害補償等負担金ということで1万8,000円計上いたしております、その歳出根拠については申し上げたとおりでございます。この窓口が財団法人日本消防協会、こちらが保険の窓口になっております。訓練等で万が一亡くなられた場合もあろうかと思うんですけども、そういった場合、最大で5,000万円の補償の内容となっておりますので、内容としては充実した内容なのかなというふうには思います。以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。千葉委員。

○千葉伸孝委員 1問だけ質問させてください。先ごろ消防だよりが10月の広報と一緒に配布されました。そういった中で、冬場の暮らしについていろいろ掲載されていましたが、そういったことから、冬場に向けての仮設の防火対策ですね。あと、火災発生時の高台建設の仮設への防火対応ですかね、その辺お聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員が退席しています。危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 昨日、消防署長等とも、この寒い時期を迎えるに当たって、冬場の対策どうしたらいいんだろうかということでお話したんですけども、基本的には仮設の住宅に毎戸には報知器、全部設置されております。それと、あと要所要所に 소화器ですか、それも設置されておりますので、ちょっとした対応であれば、すぐにその 소화器対応で住民の方がなさると思うんですけども、問題はそれが大きな火災等に派生した場合でございますけれども、消防団、今全個班今動ける状況ではございませんで、きのうも申し上げましたけれども、志津川地区、歌津地区、大きくエリアを二つに分けて、生き残っているそのポンプ車両を使いながら、機動力を保ちながらという形でございますけれども、歌津地域においては、茨城県の坂東市の方から水槽付きのポンプ車も配備されておりますので、初動の部分についてはそれで対応できますし、あとは消防署にもございますので。ただ、それで万全なのかなというふうなお話ですと、決して万全ではないだろうなというふうに思います。それで、水利のないところには、とりあえず仮設の防火水槽、10トンクラス、これも仮設でございますけれども、当面の間その設置を図っていきなというところで、今後補正予算でお願いすることになるのかなと思いますけれども、そういった面で対応したいなというふう

には考えております。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員が着席しています。千葉委員。

○千葉伸孝委員 仮設自体は、長屋的な建物となっています。木造あり、鉄骨でもやっぱり木造の部分が多々あり、長屋的な建物ということで延焼、類焼も考えられると思います。そういった観点から、報知器、消化器ですか、後は防火水槽、ただ、高台の方にやっぱり仮設が建設されているので、その高台の現場までのところに、きのうも話したんですが、冬場の圧雪とか雪とかそういった環境が今後考えられます。そういった中で、その対策的なものは考えているのか。とりあえず融雪剤とかそういったものだけで十分なのか。確かに厳しい現状が今後は考えられます。やっぱりことしは寒いと、そして冷夏になるというような形の気象庁の話もちょこっと聞きますので、こういった対策は前々からしないといけない。そして、あとひとり暮らしの高齢者がたくさん以外と仮設に住んでいます。そういった中で、果たして報知器、消化器、あと防火水槽設置、それだけで果たして高齢者、ひとり住まいの仮設生活者の防災面での対応は万全なのか、その辺もう一度お聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 取りつけ道路等の施設関係につきましては、建設課長からお答えしていただくこととなりますけれども、問題は、いわゆる啓蒙の部分が消防でこれから大切なのかなというふうに思いますので、これから冬期に向かって火気の使用がふえてくるだろうと思います。定期的なその防火査察とか、あとは婦人防火クラブ等の訪問等、そういった特に高齢者世帯、ひとり暮らし、そういった世帯にはこれから秋の火災予防運動も始まる時期まいりますので、そういった対応も少し考えてまいりたいなというふうに考えております。

○委員長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 仮設道路でございますけれども、そういう仮設の道路が大分あります。町道もありますし、非常に狭隘な部分がございますし、それから急坂の部分もございまして、これにつきましては、こちらの方でそういう融雪剤を散布する人を緊急雇用で雇いながら、その辺凍結防止、そういったところに努めていくとともに、この除雪の態勢ですね、これ本当に火災のみではありませんし、通常の生活の中でしっかりしていかなければならないというふうなところでございますので、そういったところについては、しっかり冬場まで態勢をとっていきたいと考えております。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 先ほど建設課長の方にちょっと話を聞きに行った折に、プレハブ協会で仮設の環境整備にも今後着手するという事なので、そういったことも含めて防災対策、あとその辺進めてほしいと思います。

あと、高齢者対策としては、保健福祉課の方で巡回で回っている、そういった人たちにやっぱり火災の注意とかその辺を親切に促すと、あと防火婦人部とか、あと消防署の方でも個別に回って、あと消防団の方も大変でしょうけれども、その辺個別に回って火災発生を未然に防ぐ、やっぱりその辺が一番大事かなと思います。その辺ひとつよろしくお願いします。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、8款消防費の質疑を終わります。

次に、9款教育費、143ページから168ページの質疑を行います。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 149、150ページにあります学校建設費、15節の工事請負費のところ、戸倉小学校それから屋内運動場とかそういうの、こうずっと予定されていたんですが、多分この不用額は、その予定されていた工事ができなかつた、そういうふうには受けとめますが、それでよろしいのでしょうか。

それで、お聞きしたいのは、今、戸倉小学校、中学校、善王寺に学校今行っているわけですが、来年度からこちらに戻ってくるというお話も聞きました。それは、またあと名足小学校も伊里前小学校に今いるわけですが、そういう学校についてどういう形で、統合するのか、それとも教室を借りて今まで戸倉小学校、戸倉中学校、名足小学校としてやるのか、その辺をちょっと1点お聞きいたします。

○委員長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） まず、1点目の学校建設費の不用残ですけれども、これは入札の際の差金残額というふうなことで240万円の不用額となっております。

それから、今の戸倉小・中と名足、伊里前の関係でございますけれども、戸倉小・中については24年度から当町に戻ってくるわけですが、その際、戸倉中学校は志津川中学校、戸倉中学校は志津川小学校の校舎に一応入るということですが、これは当面24年度は統合ということではございませんで、あくまでも単独の学校として間借りした形で志津川小・中の校舎を利用すると。それから、名足小についても、今現在伊里前小学校に入っておりますけれども、これも当面は単独校として24年度も名足小学校として学校としては運営をするというような、そういった形でございます。以上です。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 統合ではないと、教室を借りると、そういう形に24年度はするという事なのですが、いずれ統合になるのかなという気、私しているのですけれども、そういう考え方というか、教育委員会ではどういう議論がされているのか、その辺もう一度お尋ねしたいと思います。

それで、実は清水小学校、荒砥小学校それから入谷中学校も統合されるときに、大体こういういろいろな行事を持ったりして、1年間かけて子供たちの大変交流をしながら、1年かけて統合したという経緯があります。それで、そういう点では、子供たちの心の準備というか、そういうものは大切だと思いますので、ぜひそういう点で統合に向けてでしたら、そういうことを考慮していただきたいなと思っております。

それから、現在大体仮設に入りましたり、住居が大体固定してきたということで、入っている方、子供たちだけではなくて大人もなんですけど、いろいろ精神的な面で、今大変そういうのが出てきたなと私も感じています。先日も、ある高齢者なんですけれども、本当にもとの土地に帰りたいとちょっと泣かれましたけれど、80歳過ぎた方なんですけど、また、子供たちの中でも、被害のなかった子供が、何というんですか、自分だけが被害がなかったということで、非常にあたりの子供たちの被害の状況を見たりしてトラウマになっているということが、ここ報告されて、大変心、子供たちに被害があったろうがなかろうが、大きな心に傷を負っているんだなということを感じました。それで、そういう点で、この対策、カウンセラーも入っておられると思いますが、さらにどういう対策というか、学校側として今どういうことが考えられているのか、その辺をお聞かせ願います。

○委員長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 1点目のその統合の問題ですけれども、今現在、教育委員会として方針が決定しているのは戸倉中学校の統合ということで、これは合併前から旧志津川町で1中3小というような方針は既に出ておりまして、その統合のタイミングについては、生徒数の状況を見きわめながら時期を決定をしていきたいというふうな、そういった教育委員会の方針は既に出ておりますけれども、そのほかの委員おっしゃった小学校についての統合をどうするかというふうなふうについては、今現在のところ、まだそこまでは教育委員会としては議論をしておりません。それは今後の課題かと思えます。

それから、そういった児童生徒のカウンセリングですか、そういったことにつきましても、震災直後、1学期から、通常中学校に県が配置しますスクールカウンセラーはおるんですが、それは非常にカウンセリングを行うこの配置の日数も少ないということで、今現在もな

んですが、県外、これは宮城県の事業ですけれども、県外、兵庫県とか三重県の臨床心理士とかなんかお願いしまして、県外のスクールカウンセラーを緊急に派遣をしていただいて、町内の全校に配置をしていただきました。毎日ではないんですけれども、週2日ぐらいの配置で、1学期ずっと通していただきまして、あと2学期以降につきましては、学校の要望を聞きながらそういった緊急派遣のスクールカウンセラーを配置するというので、今現在も、1学期とは若干また対応が違っておりますけれども、そういった県外からの応援をいただいて、学校にスクールカウンセラー配置しておりますし、あとは従前の宮城県が配置するスクールカウンセラーも配置して、子供たちの心のケアに当たっているというふうなことでございます。委員おっしゃった、そういった被災していない児童と実際被災した児童、そういった部分でのギャップというような、そういったことも十分そのカウンセラーよく理解をしております、その辺の相談事業にも当たっているというふうなことでございますので、ご了承願います。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 県外からもカウンセラー来て、大分各学校に配置されているということで、そういう態勢は整っているなど。しかし、本当にそれだけではないと私は思います。今、震災になりましてから先生方も授業日数が足りないとか、それから行事もなかなか思うようにできないとか、それから学力低下にはどうしたらいいんだろうかと、そういう学校の先生方の悩みはあると思います。しかし、私、今だからこそ子供たちの心のケアについては、そういういろいろな方が団体が来てやっていますけれども、いろいろな文化に触れたり芸術に触れたり、そういうことがうんと大切ではないかなと私は思います。今だからこそ、そういうのが大切ではないかと思しますので、そういう授業日数少々、少しくリアできなくても、そういう面に力を入れていく必要があるのではないかなと私は思いますので、ぜひ学校でも行事を減らしたりそういうことなく、行事にも力も入れて、学力は少し低下するかもしれませんが、そういういい文化に触れるとか、芸術に触れるという機会を多く子供たちにも与えてあげたいなと私は思っていますので、その辺の考え方として教育委員会としても方針として出してほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） そういった文化に触れるというふうな部分での心のケアも大変大事かと思えます。幸い、本当にいろいろなところから支援もしてございまして、いろいろな文化活動をしている、芸能人もそうですけれども、そういった方々にいろいろな形で学校

に入っていております。善王寺に行っている戸倉小・中にも、いろいろなそういった歌手とかそういった芸能関係の方もおいでいただいたり、先日は志津川小学校にはN響ですか、NHKの交響楽団も入って、そういった子供たちにフルオーケストラの音楽を聞かせるとか、そういった部分で対応しております。今後においても、そういう結構支援の話は今も継続してございますので、学校においてそういった子供たちの心のケアにつながるような文化交流活動については、これからも続けていきたいというふうに考えております。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。高橋委員。

○高橋兼次委員 150ページの19節の中で遠距離通学児童通学費補助金、また中学校費の中でもこれはあるわけなんですけど、これは、これを付表を見れば、遠距離というのは小学校は4キロ以上、中学校は6キロ以上というようなことで、該当者が40名の42名と、金額も出ているわけですが、これはどのような何というんですか、基準というか内容のものなのか、まずもってその辺お願いします。

○委員長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） その付表にもあるとおりですけれども、遠距離ですね、片道の通学距離が小学校の場合は4キロ以上の児童が対象であると、その補助金の額については1人1万2,000円の補助金が助成されると、それから、中学校については6キロ以上7キロ未満の子供が1万7,000円、7キロ以上が2万円ということで、そういったキロによって補助金の額の定めをしてありますけれども、通学距離がそういった一定の基準以上の場合の保護者に支給をするというふうなことをごさいますて、これについては当然スクールバス等、今配置しておりますけれども、スクールバスで送迎されている子供については助成の対象外というふうなことをごさいます。

○委員長（星 喜美男君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 何かを恐らく参考というか、定めるときに何かを参考にしてやったんだろうと思うんですが、そこで、今仮設から通っている児童に対しての対応はどうなっているのか、これに該当している方も大分あるのではないかなと思うんですが、その辺一つと、それから、前者と関連するんですが、今回小学校が戸倉と名足と二つ被害を食ったわけですが、戸倉は今説明の中で、大体その方向先が聞けたわけですが、名足小学校に関しては、我々その視察もしましたが、これからその校舎、再開するに当たって校舎をどのように考えているのか、校舎を使っていくのか、あれを解体するのか、これからその小学校再開に向けて、考え方として今どのような考えを持っているのか、その2点をお聞かせください。

い。

○委員長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） それでは、1点目の遠距離通学でございますけれども、仮設に入っている子供たちもたくさんいらっしゃる。今、先ほど申し上げましたけれども、いずれ、距離が一定の距離、4キロとか6キロの基準以上であっても、一応スクールバスで送迎されている子供については、その遠距離通学費の助成の対象外となります。もし、自力で通学している方については、当然補助対象となりますけれども、いずれこの補助金については、基準として10月1日付が基準、今月の1日付で学校に在籍しているというふうなその基準日がありますので、今基準日過ぎたばかりでございます、そういった仮設とかに入って、一定の距離が基準を超えた子供がいるかどうかについては、これから学校を通して調査をしていきたいというふうに今考えております。

それから、あと今の名足小の問題ですけれども、学校復活ですね、今検討しているところでございまして、まだ今のところ具体的な方針が今固まっておられませんけれども、これは復興の個別事業計画の中で具体を取りまとめていかなければならないというふうに思っております。いずれ、災害復旧事業として国の現地調査を踏まえて上で、その辺を最終決定をしていきたいというふうには思いますけれども、今現在のところ、具体の方針はまだ今はっきり決まっておらないというふうな状況でございます。

○委員長（星 喜美男君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 この最初のその遠距離の補助に関しては町内の仮設等もありますが、町外にある仮設あるいはアパートですか、アパートなどに入っている方々の中にも、大分自力で送り迎えしている方々がありまして、なかなかその子供たち送り迎えすると仕事ができないというような人たちもいるようでございますので、その辺ために調査をしていただいて、対象となるよう努めていただきたいなど、そう思います。

それから、名足小学校については、見るからに大分被害、1階の方も大分その被害があるようでございますが、2階については、何らその、少し整理すれば使えるのかなというふうな感じで見ております。それで、津波、浸水域ではありますが、先ほど管理課長が言ったその1000年に1回の津波だから、これほどの津波はあんまり大きく来ないのかなと、あんまりたびたびないのかなというふうな感じもあるので、こういう大変な時期であるので、使う方向で進めていった方がいいのかなと。それで、やはりその浸水区域にあつて危険というふうな考え方もあるだろうと思うんですが、やはりその避難というか防災教育ですか、要は防災教

育を徹底した中で、やはり瞬時の判断でやっぱり避難するということが大前提でございますので、高いところあるいは安全なところにいたからって、避難もしないようであれば、やはりその何というか、ひどい目に遭うわけでございますので、そういうことを念頭に、頭の中に置きながら、使うような方向で考えていてもらいたいなど、そう思っておりますので、これからいろいろなその復興計画の中で出てくると思っていますので、その辺はよろしく願いをして質問を終わります。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤委員。

○佐藤宣明委員 144ページ事務局費でございますが、1節の報酬、奨学生選考委員の報酬というものがあるわけでございますけれども、現在の選考委員の数ですね、それが何名になっておるのか。それから、現行のその奨学生の貸し付け枠、大学生とあるいは高校生と、それぞれ枠があるわけでしょうが、その定数枠がどれだけになっておるのか、さらには貸し付け金額がどういうふうになっているのか、まずもってお知らせください。

○委員長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 奨学生の選考委員なんですけれども、委員の数は6名ですね。学校長代表、それからあとは民生委員協議会の方からも代表者、出席をしていただきまして、6名で奨学生選考委員を組織しております。それで、その貸し付けの枠でございますけれども、単年度の一応枠としては、22年度のちなみに貸し付け者は11名、高校生3名と大学生8名で合計11名に22年度は貸し付けを行いました。その単年度で認定した貸し付けの枠は大体額的には700万円ぐらいということで、基金の規模からしてそれぐらいの一応枠をつくって貸し付けをしているわけでございます。それで、今基金の総額は1億4,400万円ほどの基金の総額があるわけですけれども、実はこの育英資金なんでございますが、今回の津波によりまして、教員委員会事務局がすべて流出をしたということで、その基金を管理するもとデータ、帳簿データ類、すべて流出をしてしまいました。その関係で、今現在、ちなみに今年度はそういった状況ですので、新規の貸し付けについては見送らせていただきました。そういったすべてのデータも帳簿も流出をしたものですから、実際その個人の貸し付け台帳なるものが今全くなくなりまして、それで、今だれがどれだけの返還状況になっているかとか、そういった情報が今全くすべてなくなったわけでありまして、それで、一部に銀行データ等で本人を特定できる部分はありますけれども、貸し付けはすべて完了していて、今現在その返還金のみというふうな方については、全く今足がかりのない状況であります。それで、これからどうするかという部分なんでございますが、いずれそのお願い、申し立てをお願いして、

届け出ていただくしか方法がないかということで、今その辺の準備を進めているところでありまして、いずれこの書類でもデータでもすべて確認をするすべがないものですから、そういった100%の復活はちょっとかなり難しいかもしれませんが、そういった申し出をいただいて、その辺の台帳の復活作業をちょっとこれから進めなければならないというふうなことでございます。そういう状況でありまして、先ほど今年度の新規貸し付け者については見送らせていただきましたけれども、今現在継続して貸し付けている人たちがおりますので、22年度以前に貸し付け決定をした方で、継続分については今17人ほどおるんですが、17人ほどについては今残金若干ありますので、それで今継続貸し付けは実行しておりますけれども、来年度以降、新規の貸し付けを行うとなれば、そういった原資が、今返還金を求める今事務ができない状況でありますので、新たに基金を造成しないと、また新規認定の、新規貸し付けの事業が難しいかなというふうな、そういうような状況で今現在おります。以上です。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤委員。

○佐藤宣明委員 課長から内容まで詳しくご説明いただいたわけですが、その書類の流出、その辺をどうするんじゃないかと、いわゆる22年度で11名ですか、採用したと、一定の定数枠というのはあるんでしょうけれども、ご案内のとおり震災によりまして各家庭、家計が悪化しておる状況下にあるかと思えます。したがって、それぞれ関係機関の今後の支援というものもあるんでしょうが、町としてやはり来年度末になりますけれども、これから予算編成という時期になりますけれども、いわゆるなるべく基金の造成も含めまして、いわゆるその枠をふやして、いわゆるそういう学業に専念する子弟の、いわゆる将来に向かってそういう政策立案というか、考え方をしていただきたいということを要望いたしまして終わります。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 まず、第1点目であります、一般質問でもちょっと質問しております。入谷の林際の小学校の土地を入谷地区の団体に今無償貸し付けをしているというふうなお話がありまして、その辺の賃貸契約といいますか、賃貸契約書があれば、それを拝見したいというふうに思いますので、ひとつ委員長その辺のお取り計らいをお願いしたいと思います。

それから、これ大事な話になるんです、まあすべて大事なんですけれども、実は先般10月の1日ですか、テレビを見ておりましたら、何かその東京都ですか、が暴対法、暴力団対策法律の法律といいますか、ことで、ボールペン1本買うにも大変相手方をよく見ないと買えな

いんだと、要するに、取引をする相手が何というんですかね、反社会的勢力とでもいうんですか、最近の言葉では。何々組とか何々連合とかということは言わないで、反社会的組織というんですか、勢力というんですか、そういった方と取引をした際には、取引相手、要するにボールペンを売った方も、あるいは買った方も刑事罰に処されるというお話が流れておりました。皆さんもよくテレビでごらんのとおりでと思うんですが、それで、今ボールペンという話なんです、これから教育委員会、いろいろな備品等々かなり流出されたものとは思いますが。それで、これからいろいろな業者さんと取引をするかと思うんですが、そういったときに、従来の取引をしているところであれば、町内とか、わかるんですが、初めて来る業者さん、あるいはその取引相手をきちんとやはり確認をしないと、契約ですから、契約を結ぶ際に、その陰には反社会的勢力の団体が陰にいるとか、関連しているというような方と取引をした場合には、この町の存続にもかかわりますからね、刑事罰をもらいますから。その辺のところをきちんと相手方を見ながら取引をしてもらわないと困るんですが、その辺の認識はいかがなものでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 1点目の旧林際小の無償貸し付けの契約書でございますが、普通財産でございますので、昨年9月か6月かちょっと忘れちゃったけれども、資料がないので、議会の議決を得て10年間の契約をしております。ただ、今町の方には、すべて流されたので、相手方ですね、そちらから、2部あるわけですから、いただければ、あと委員長と相談して提出をさせていただきたいというふうに思います。

それから、暴力団といいますか反社会的なそういった取引でございますけれども、入札関係もそうなんです、宮城県全市町村そういったいわゆる反社会的な団体とは契約をしないという、そういった37市町村、県庁も含めまして、そういった何といいますか、契約でございませぬ、取り決めをしておりますので、仮にそういった鉛筆1本にしても、契約でございまして、そういうことは通常はあり得ないということでございまして、そういった取り決めがございまして、行えないということでお答え、回答させていただきたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 ぜひ、資料といいますか契約書を、後日になるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、その契約の関係です。先ほども言いましたように、従来やっている契約の相手であれ

ば、まあ問題ないというふうに思いますが、新たな業者さんがいろいろ来るわけです。その辺のチェックといいますか、お宅何々さんで、何組ですかと聞いても、はいそうですとは言わないんです。例えば、警察に例えば引っ張られていって、どうだどうだと言っても1回は皆さん否認するんです。私やっていませんとか。そういうふうになるので、その辺の確認というものをどのようにとるのか、特に見たことも聞いたことも得体の知れない会社、出てくるわけですからこれまでね、これからも。そういったことについては簡単な契約はこれは結ばないと思うんですよ。例えば、社長もどこにいるかわからないところとか、会社の所在もはっきりしないようなところとか、簡単な契約を結んだら大変なことになりますよ。これは町の存続にかかわりますよ。刑事罰を与えられたとなったのでは。大変ですよ。そうでしょう。代表者町長ですよ。やられますよ。よく考えてやって、特に教育委員会の場合はこれ教育委員長さんがやられるのかな。その辺教育委員長さんもしっかりと、きょうは来ておりますから申し添えておきたいと思いますけれどもね。そういうことで、十二分に気をつけてやっていただきたいと思います。終わります。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員。

○及川 均委員 155ページのこの文化財保護費に関連してくると思いますが、大変町民が苦慮していることをお願いをしたい。どういうことになるのかということをも、この文化財ということにはならない、文化財にならないだけけれども、地域にとっては文化財に等しいという神社、仏閣等、氏神様とかといったものが存在があるわけですね。これは今回の震災によって、多大なもう被害を受けたと。それで、その再興に苦慮しておる地域とか団体が多数あるんですね。これは、どこからもその補助も交付金も何もないということで、さてさてこれをどのように再建しようかということで、地域が大変苦慮しておる団体がかなりあるようでございます。これらに対する何らかの対策、対応がないのかどうか。例えば、神社が流されたとか、あるいは本町の、実態は定かではありませんけれども、私のつかんでいるところだけでも屋根がわらが落ちたとか、あるいは震災で基礎から倒れたとか曲がったとか、あるいは鳥居を流されたとか、神様が、地蔵様が流されてしまったとかといった、さまざまなその何があるようなんですが、それらに対するその補助というものはできないのかどうかですね。

それから、同じような内容になります、この、今は神様ですが、仏閣の方ですね、仏様の方です。実は、はっきり固有名詞出しますと、伊里前の西光寺さんですね。西光寺さんは墓地を流されたわけですから下のですね、そして、そのことによって墓石も流され、墓地そのものも

なくなってしまったんですね。これをお盆をかけて何とか再興したいという動きがあったんですが、墓地そのものが町の維持管理地であると、町の土地であるというようなことから、仏様を祭るその墓所をつくることができないでいるわけですね。これらに対して、町の方からは全く話もないし、どういうことになるのかさっぱり雲をつかむような話だということ、いつぞや檀家の皆さんから伺ったわけです。これらに対しても、その墓地の補助まではできないというのであれば、せめてお墓の復旧までその補助ということではありませんけれども、せめてその土地、用地だけはやっぱり復旧するのは、町の方で早急にしてもらいたいたんですが、その辺のところはさっぱりめどが立っていないというような話聞いたんですが、その辺のところはどのようなことになっておるのかお伺いします。

○委員長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 神社とか指定のなっていないそういう文化財に相当するような再建ですかね、その辺については、今後その文化財、有形だけではなくて無形も含めて実態調査をする予定にしております、指定以外のそういう神社、仏閣、社等も一応調査をしたいと思っております。それで、どういう支援ができるか検討したいというふうに思っております。

無形文化財、いろいろな郷土芸能とか、そういうものにつきましては、民間の団体の方で文化庁に申請しております、衣装とかそういう、あとは発表会とか、あと記録に残すやつとか、そういうのは民間団体で申請していますので、そういうので若干補助とか何かは見込まれると思います。

地区の神社等につきましては、あとはその宮司さんがいなくなって例大祭できないとか、いろいろな問題があったり、施設の被害だけでなくですね、そういう状況にありますので、その辺調査しながらどういう支援ができるか検討してまいりたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 西光寺さんの件につきましては、先日住職さんからお話を伺いまして、こちらの対応がおくれてしまったのは申しわけなかったのですが、特に地盤が津波で流され流出した部分については、これは町の責任で修復工事の方を行わなくてはならない部分でございますので、それにつきましては現場の方を確認の上、早急に対応をとりたいと考えております。ただ、この町の施設というか管理施設になりますので、その部分は町の責任で、それから、個々の使用されている方の墓所の部分の修繕につきましては、これは原則使用されている方のご負担でお願いするということになると思います。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員。

○及川 均委員 この神社、仏閣というものは、やっぱり地域には皆、総代さんとかお世話人さんとかあって、地域のそのいわゆるコミュニティーの一つ、心のよりどころになっておるわけですね。ところが、そうしたものが再建する以前に皆被災してしまって、まずもって自分の家を再建しなければという気持ちから、なかなか寄って相談してもものにならないという現実のようであります。せめて頭金ばかりもあればとか、半分町の方から補助でもないのかなとか、そういった要望が多々出てくるわけですね。そうした面からして、何らかのその町でもほうっておけないのではないかと。神主さん自体も流され、着る着物もないといったような、非常にその厳しい、太鼓も流されご祈禱することもできないといったような状況にあるようであります。そうしたことをすべて、地域のお祭りのお神輿様から何から皆流されてしまって、何もないところから再興するということは、やっぱり地域にとっては大変な課題なんですね。そうしたとき、町の方では全く知らんぷり、見て見ぬふりというわけにはいかないのではないのかなと、何らかの助成制度を適用させて救済措置を講じるべきではなかろうかなと思うんですが、具体的にそういった何はないのかとか再度お伺いをします。

それから、そのお墓の件なんですが、ことしは震災でお盆は特別な時期でありました。それだけに、早期の復旧を望んで、何とかお墓に拝みたい、あるいは納骨をしたいということであったんですが、それがかなわず、お寺さんに預かるとか、あるいは親戚、身寄りの家に置くとか、そういったことがいまだにそういう形態にあるわけですね。一日も早く墓地を回復したいということも、それすらもならなかったわけですね。その辺はいつごろでは町の方ではそれを復旧するのか、そこのところ明確に教えてください。今まで待っていましたからね、皆さんは。それで、この後も一体どういうその日程になっていくのか、私も聞かれますのでね。いつかやるだろうというわけにはいかないんですね。その辺のところをお答えください。

○委員長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 支援の方法というふうなことなんですが、いろいろ政教分離とか、公の支配に属さない団体に対する助成とか、いろいろな縛りもありますので、公共団体としてはどの程度の支援とか、いろいろ検討してみないとわからないところはあるんですが、ただ、現在いろいろなこの団体から、そういう文化財含めた支援がいっぱい来ておりますので、それらで活用できるものがあれば活用しながら支援したいというふうに考えております。

○委員長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 工期につきましては、これから現場を確認して、その上で設計といたしますか、見積もりをとった上でないと、ちょっとはつきりは申し上げられませんけれども、できるだけ早い時期に対応したいとは考えております。あと、その実際施工する業者さん等の都合もありますので、その辺は工事の方を発注する際には、その辺はもちろんなるべく早期に工事に入れるような形で対応したいと思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）では、お待ちください。お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて閉会することとし、明6日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて閉会することとし、明6日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって閉会といたします。

午前11時58分 閉会